

議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和3年7月27日（火）

開 会（午後1時30分）

【議 事】

○政治倫理審査会の要綱について

島田委員長

前回、要綱ではなく、施行規程の制定を進めていくことを確認しました。また、前回配付しました「大津市議会政治倫理条例施行規程」と同様に、必要事項を定めることについて、持ち帰りいただいて、今回、協議いただくことになっていたと思います。

審査請求などの書式整備の必要性や大津市議会政治倫理条例施行規程と同様の必要事項を定めることについて、何かご意見はございますか。

載せる様式を定めていくとなると、申請書などが必要になってくるということですが、ベースは全て大津市議会を参考にさせていただいています。いざ政治倫理審査会を開いてほしいとなったときに、現状ですと必要な書面をもってという形になっているので、どういうものが必要になってくるのかというのを、そのとき整備しなくてはいけないとなってしまうので、大津市議会を参考にしていますが、施行規程があれば必要な書類や流れが確認できるので、要請があれば速やかに政治倫理審査会を設置できるのではないかというところです。

川辺委員

審査会の中で出た結果の公表も絡むのか。

島田委員長

結果の公表については、大津市議会では条例に定めがあるので、議会だよりや市のホームページで公表となっています。所沢市議会議員政治倫理条例では、特段の定めがありませんので、そこは政治倫理審査会が開かれたときには、政治倫理審査会の中で例えば協議し、公表すると決まれば公表しますし、必要なければ特段公表はせず、現状だと条例改正をしなくてはならないということになりますので、そこは政治倫理審査会にお任せすることになると思います。

川辺委員

会派でもその点が気になっていた。政治倫理審査会の中で決め、様々なケース、プライバシーもあると思うので、委員長のおっしゃる形であれば会派の考えと同じだ。

矢作委員

公表の仕方も全て委ねるということか。

島田委員長

そうなります。

矢作委員

大津市議会の施行規程を踏襲して作るということで、施行規程には書いてあるが条例にはあるのか。

島田委員長

大津市議会には条例にあるのか、施行規程で定めているのか、詳しくは私も分かりませんが、所沢市議会については、条例でその部分は触れていませんので、もし公表した方がいいというのを政治倫理審査会でお決めいただくことがあれば、そのときに政治倫理審査会で諮っていただくことになると思います。

矢作委員

公表の仕方を決めるとすれば、また条例を変えるということか。

島田委員長

そこを含めてになります。所沢市議会の場合は条例に書いていないので、その下の施行規程に盛り込むことはできないので、そこは政治倫理審査会の中で判断していただくということになります。全部が公表される訳ではなく、先ほどあったように例えばプライバシーの話となってくれば、そちらでご判断いただくことになると思います。

矢作委員

大津市議会には様式が多くあるが、それも踏襲する形か。

島田委員長

所沢市議会の条例に照らして、所沢市で定めていないところは盛り込みませんが、基本的には大津市議会で行っていることは、事務的に必要になってくる手続きです。

松本委員

大津市議会の場合は条例の中に公表が確定している。

島田委員長

そうですね。それで当然施行規程にもその辺の様式がないという形になりますが、所沢市はありませんので。

荻野委員

そこまで会派で詳しく議論は出来ていないが、条例の中に政治倫理審査会というのはあるが、実際そこまではいかない場合も多いと思う。そうした規程や様式を整えていくのはいいと思うが、議論の優先順位としては、所沢市議会議員政治倫理条例にハラスメントの規程が盛り込まれたことから来ていると思うので、例えば執行部の方で、ハラスメントに関する要綱や指針とかを作っているのだから、その辺を参考にしながら、議会版の要綱や指針を作ることを優先した方がいいと思う。条例上、政治倫理審査会にかけられるような案件が出てくるのは、すぐには考えにくいと思うし、実際、条例に基づいて審査会を設置するのは、かなりハードルが高い。作るというのはいいことだと思う。この前矢作委員からフロー図の話もあり、先に議論した方がいいとは思っている。

島田委員長

荻野委員からも話がありましたが、今大津市議会を参考に施行規程の話をしていますが、以前委員会の中でも、例えばハラスメントに対する相談窓口のようなものはどうなっているのかというのは、議論にあったかと思っています。その話はしようかと思っていたところなので、またこの後その話は議論していただこうと思います。

政治倫理条例の施行規程案についてはいかがですか。もう少しご協議が必要ということであれば、今回は決めずに一度持ち帰りにし、確認していただいてもかまいません。

矢作委員

会派でもう少し丁寧に伝え、その公表の仕方も大事なことだ。大津市議会の書式も見てみたら多くあり、ここまであるというのは厳しく、議員としてはここまで多くのことがあるということ認識すれば、おのずと政治倫理を守っていかねばならないということに繋がっていくのではないかな。申し出があったときに、誰が、どうやって判断するかという部分は、ここでも議論した方がいいと思う。そこが一番難しい部分だと思っている。

島田委員長

さきほど荻野委員からもお話があったと思いますが、それはこの後に議論したいと思います。

石原委員

大津市議会も重大な事案があって、こうしたものを作ったと思うが、基本的にかなり精密なところまで具備されていると思うので、基本的にこれに沿ってと会派としては思っている。

公表のところは、基本的に政治倫理審査会のそのときの議論に任せるというのはあっていいと思うが、公表ベースに考えるような立付けにした方がいいのではないかなと思う。議会の意見で、執行部に例えば問題が発生し

たりするときには、基本的にはその旨は公表して欲しいという投げかけは、いつも議会側としてしているので、何か議会でトラブルがあったときは基本的に精査して、公表というのは念頭に置いて組み立てをしていければというのは考えとしてある。

石本委員

政治倫理審査会に付されるというのは、いきなり現れるとは思わない。当然その過程において、代表者会議とか招集される可能性が高い。代表者マターの話ではないという皆の合意があり、実際はできるのだと思う。なので、表に出てくるときには、かなり煮詰まっている状況だと思う。いきなり話が現れるというのはないと思う。

公表と言っても、議会が公表するという視点もあるかもしれないが、仮にハラスメントだとしたら、被害を受けている人がマスコミに投げ込みとかされたら表に出る可能性もある。あくまでも議会としての手続きで、多分大津市議会も様々な事件があってここまでの手続きになっている。ここに至ったときは、手続き論的な話だと思っている。ふとここに現れるのではなく、ここに上がってくるまで相当な物事があるという前提で話さない。議会として、書面ベースも何もないというのは恥ずかしい。ましてや、人を裁くかもしれない話を、紙ベースも何もないといったら、この程度の紙くらいは用意させるというのが私の認識で、むやみやたらに政治倫理審査会は開かれないだろうし、そこはある程度認識を共有して議論していかないと。

島田委員長

石本委員からお話がありましたが、私も似たような感覚を持っています。今まで政治倫理審査会は開かれたことはないと思う。大きな刑事事件が発生した時に開かれる、政治倫理審査会は非常に重い話のときで、改めて議会でどうするといったときの仕組みであると思います。先ほど荻野委員や矢作委員からもご提案がありましたが、そうはならない、政治倫理審査会を開くということよりかは、例えばハラスメントを受けたが、これについてどうすればいいのかという仕組み作りを少し議論した方がいいと思います。そこは施行規程の後でもう一度話をしたいと思います。

とりあえず、政治倫理条例の施行規程案については、もう一度会派に持ち帰り、趣旨としては、大きな事案のときに政治倫理審査会を開く手続き的なものが必要ということで、今回お示ししているということを踏まえて、議論をして来ていただけたらと思います。また何か課題等がありましたら次回の委員会でご提案いただければと思います。

先ほどのお話で、政治倫理審査会の設置に係る施行規程とは別に、今までも議論になっていたハラスメント等の事象が発生した場合の救済手続きというようなものについて、例えば、被害を受けられた方がどこに申し出ればいいのかとか、議長がそういう相談を受けときにどういう話をすればいいのか。今までもこの中で議長によっては、きちんと扱い、またそうではないという話も出ていたと思いますが、そうした中で、議長が相談を受けた場合は、必ず代表者会議に諮らないといけないというようにすると

か、そのやり方というのは議論の余地があるかと思います。例えば、そうした意味において要綱を作るだとかも確認しておいた方がいいと思います。

石原委員

政治倫理条例の一部改正のときに、ハラスメントの規程を作って、通報先とか議長の役割についてを提案しながら、条例の改正部分の提案をした。そのときには、議長の役割を条例に書くには、かなり具体性のあるステップなので、条例の中で事細かに書くのは難しいという議論の中でハラスメント行為はしてはならないという、あの一行の書きぶりになった。今回政治倫理審査会の規程を作るというのは、その間ぐらいに位置付けられると思う。そこはステップとして、被害を明らかにすることと並行して、代表者会議で取り計らってもらうというようなステップを、ハラスメントを受けたと思う議員ができるような仕組みを作らないといけないと思う。

矢作委員

前回の委員会でも申し上げたと思うが、大津市議会の場合は条例の中に政治倫理審査会をどう設置するかというのが入っている。結果の公表ということもあるが、その過程がはっきりしていた方がいいと思う。議会運営委員会とかで確認する必要があると思う。

島田委員長

それは全体的な話で、先ほどの政治倫理審査会の施行規程を作っていく中での作業過程になっていくかと思います。今お話しているのは、政治倫

理審査会を開くのは刑事事件とか大きな話のものになっていくというイメージがあり、そうではない、ハラスメント等の相談窓口みたいなものが必要ではないかという議論が前も出ていたかと思います。その中で例えば議長が相談を受けたら、どう対応するかというところまでは定まっていないので、一案としては代表者会議に諮ったりするとか、そうしたところがあった方が相談した人にとっても、議長一人で判断するのも大変ですので、どこかで諮る場所というのを取扱いであった方がいいのではないかといいことで議論していただいています。

矢作委員

委員長がおっしゃっているのは、施行規程を作るのとは別のことなのか。

島田委員長

先ほどそれは切り分けてと言った通りで、政治倫理条例の施行規程の話は持ち帰りで一度終わり、今提案しているのは、政治倫理審査会を開くまでではないが、ハラスメントを受けて相談をしたいという方がいて、どういう扱いをするか、扱うかも含めて、現段階となりますが、例えば、議長が相談を受け、議長がそれを自分で取り扱ったり、取り扱わなかったりというのが想定できます。そうではなく、代表者会議の中でいつ議論していただくとかそういった仕組みも一つあるのではないかといいことで、ご提案し今ご意見や議論をしていただきたいということです。

今私が提案しているようなものが無ければ、例えば、ハラスメントを受

けた人が政治倫理審査会を開くというのはとても大きなことです。場合によってはそれ自体がマスコミに行くような話になるかもしれません。ただそこまで大きな話ではないが、対処してもらいたいという事案もあるのではないかということは今言っています。それが不要ない、小さいことから大きいことまで全部政治倫理審査会でいいという考え方もあるとは思いますが。

松本委員

確かに窓口がないと。議長によって裁量が違くと、個人的な裁量だと議長が悩んでもいけない。公の場で複数で議論するというのを、ある程度代表者に相談するなど、最低限度の取り決めは、議長にとってもメリットになる。

島田委員長

代表者会議は秘密会なので、ある程度プライバシーに配慮されると思います。今すぐここで決めると言っているわけではないので、確認も含め議論していただいて、持ち帰りということになるとは思いますが。

矢作委員

これまでそうしたことはあったのか。

川辺委員

今後出てきた場合のことも考えてだと思う。

石本委員

今までは泣き寝入りしていた可能性が高い。今はそれが表で言える時代

になって来たという、時代背景が変わったことは大きいと思う。いきなり議長に相談するのではなく、政党に所属していたら、同じ政党の他の人に相談するというケースもある。議長が同じ政党に所属している人はいいが、そうでない人の所にいきなり相談しに行くかといったら、まず身近な人に話していた。今委員長が言っている話はそれでも収まりがつかないケースを想定した方がいい。無所属の議員もいるので、そうした人たちは本当に相談する先がない。事態が起きたときのイメージをしてから議論しないとなかなか話が進まないと思う。

島田委員長

繰り返しますが政治倫理審査会を開くということはとても大きな話です。他市議会の1期目の議員が先輩議員とトラブルになったという話もニュースになっていました。ハラスメントだと1期目の方はおっしゃっていましたが、例えば、そのような場合の扱いも含めて政治倫理審査会でいいという考え方もありますが、開くとなるとそれなりの手続きとか、費用もかかってくるので、新しくハラスメントというのでも載せましたので少し、そういう事案について、救済手続きというか、そうしたものがあっても良いのかなというのは以前この議論でも出ていましたので、もう一度ここで確認させていただきたいということでご提案させていただいています。

川辺委員

廣瀬先生の参考人招致のときも、ハラスメントが起こった場合にしっかり申し立てしやすいような窓口とか環境作りも大切だと言っていた。議長

にするのか事務局長とかも交えていくつか窓口を作って代表者会議に行くようにするとか、様々な角度で考えていった方がいいと思う。

石本委員

議長一人にするのはよくない可能性があると思っている。最低、複数。なぜかと言えば、ここが窓口ですと言われたら、今のままであるとルールがないから、いきなり議長に言われても驚かれる。ルールの下で相談を受けたということになれば、議長も堂々と代表者会議に諮ることになるが、一人であると主観が混じる可能性がある。なので最低、複数である。

議長、副議長と議会事務局長であると、議会事務局長は立場上、議員のトラブルについて何も言えないと思われる。一人で聞くと受け止め方が違ってくるので、二人以上で話を聞く方がよい。

ハラスメントの問題として本で読んだことがあるけれど、女性の議員が男性の議長、副議長に話すことができるかということがあり、そういう時は女性議員を含めることができるとしておくのはどうか。女性が男性に相談するのはハードルが高い。そういう面で議長、副議長が女性でないケースがあるので、補填的措置を入れるとよい。

松本委員

逆の場合もありうる。

矢作委員

質問だが、前提となる事案で、議員同士の問題か。

島田委員長

そこも整理していただくところかと思います。今回も議員だけとするのか、対職員、市民などいくつか想定はできると思います。いずれにしても政倫審を開くというところまで行かないけれど、苦情を申し立てられている方が、然るべき相談先を確保しておく必要があるのではないかという意味です。

石原委員

相談できずに被害を受けている方が、我慢して、ずっと解決できないのが一番悪いことで、その方にとっても政倫審を言い出すのに相当な心理的プレッシャーもあって、益々状況が悪くなると思うので、規程を作った以上、相談窓口を用意しておいた方がよいと思う。

荻野委員

仮に、市民の方が相手の場合に、市民の方の体制を整備しても、それを市民に周知するのは、現実的に難しい。恐らくここで決めるとしたら、議員同士の場合がメインになる気がする。対職員はあるかもしれないが、職員の人も被害を受けて体制を整えるのは難しい。執行部での相談は、議員から被害を受けた場合は対象外なのか。

仕組みを作るのであれば、議員同士でパワハラ、セクハラがあった場合、一番考えやすい。

石本委員

職員が議員からハラスメントをされた場合に相談する窓口はないのか。自治体によっては公平委員会がハラスメントの相談窓口的な役割をして

いるところが結構ある。もしないのであれば、考えておかなければならない。

古瀬議会事務局主幹

前に一度確認したときは、ないということでしたが、再度、確認してみます。

松本委員

我々の中で議長や会派に相談するという議論の延長であるが、議員同士であればそのようなルートは確保されるが、市民や職員の場合、議員が加害者なのか、市民が加害者なのかによってパターンが違ってくる。もし議員が被害者だったら、議長に相談することが考えられるが、市民が被害者だったら、果たして市民は議長まで言ってくるとは考えられない。警察など外部の対応になり、そこで問題になって、この議員の資質はどうかということになって、我々のところに戻ってきて、社会的制裁を受けているようであるから、この議員に対してどうするのか議論することになる。

当面は議員同士のことで進めていくのでよいのではないか。

島田委員長

議員同士のハラスメントについて持ち帰って会派内で議論していただく形でよろしいでしょうか。

荻野委員

まずは議員同士を前提に考えた方がよいと思う。職員の場合は所沢市職員のハラスメントの防止等に関する要綱に、趣旨、定義、市長の責務など

規程があるけれど、これらを参考にしてある程度、たたき台を作った方が議論しやすいと思われる。

石本委員

まず窓口を作るべきかどうか。作るとしたら何人体制がよいか。さらに議長を含めどのくらいの範囲を窓口とするか。荻野委員が言ったようにたたき台を作って議論した方がまとが絞れると思う。

荻野委員

石本委員が言ったように要綱の中に相談員という規程があって、男女の比率が規程してあり、場合によっては外部の人に入ってもらおうということも含めて議論してもよい。ハラスメント苦情受付票という書式があるので、そのようなものも一緒に作ってもよい。

島田委員長

議員同士を念頭に置いて、一度、職員向けの要綱を参考にして、正副委員長案としてたたき台を作成し、近日中に配信します。

石本委員

職員のハラスメントに関する相談件数は、年間でどのくらいあるのか。また、主な内容はこういったものがあるのか、調べてほしい。

島田委員長

少しお時間をいただきますが、正副委員長案を作り、それについて様々な角度から会派で議論してきていただいでよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

先日、矢作委員から政治倫理審査会のフローの作成要望がありました
が、正副委員長案による議論によって方向性が見えてきてからでよろしい
でしょうか。

矢作委員

はい、結構です。

○所沢市議会基本条例の一部改正について

島田委員長

前回の会議において、改正は必要となる条文の箇所とその理由につい
て、いただいたご意見を整理した「議会基本条例 改定提案表」を事前に
配信しております。これらの意見について、各会派で持ち帰りとしており
ましたので、協議してまいります。

表の右の欄に記載のご意見や課題などへのご意見、また、新たな提案な
どがございましたら、お願いいたします。

矢作委員

第4条については、当然のことなので改めて見直す必要はないと思っ
ている。第9条は現行のままでよいと思うが、「一問一答方式を原則とする。」
とした場合、例外はどうなるのかということがあるので、一問一答の方が
ほとんどですが、そうでない方もいるので今の段階では現行のままでよい
と思っている。第25条の議員の政治倫理の「遵守する」、「厳守する」

等に変更する意見については、当然、守るべきところですので、現行どおりでよいと思っている。新規規定では、情報通信技術の活用について、先日の議会運営委員会の中でも、議会BCPを作成しいろいろとやってきたところですが、議会改革に関する特別委員会委員のメンバーとそうでないメンバーとの間に温度差があるという話があり、議会運営委員会の中でどのようにやっていくかについての合意形成をしてから進めていった方がよいと思っている。

川辺委員

第3条のユニバーサルデザインのところは、わかりにくいところがあるので議論していくとよいが、制定当時にユニバーサルデザインと入れた経緯をしっかりと確認した上で、わかりやすい表現にした方がよいという意見があった。第4条に関しては、今後、移行していく通年議会の、休会日ではないが定例会議と定例会議の間のこと、共通理解を念頭に入れて議論していった方がよいという意見があった。第25条に関しては、政治倫理条例の各条文の中で倫理上してはいけないことがしっかりと明記されているので、会派としては現行のままでよいのではないかという意見があった。

松本委員

第3条ですが、ユニバーサルデザインという言葉がひところ流行った。最近ではオリンピックを通じて多様性という言葉が利用されていて、結論はどちらでもよいが、市民には多様性の方がわかりやすいのではないか、

という感じがします。第4条については、議会活動を最優先するように努めるということで、意味は理解できるので現行のままでよい。第9条第1号について、わが会派に一問一答でない者がいて、現状は全ての人が一問一答になってきているが、様々なことができるという選択肢を残すという意味が現行の「一問一答の方式で行うことができる。」という条文で理解してもらえるとこの会派の意見である。あえて「一問一答方式を原則とする。」に置き換えなくてもよいという意見であった。第9条第2号については、議長の整理権であって、現行条文で十分活かされているという意見であった。第22条は、会派の意見で議会運営委員会の下請けで、議会活動の広聴広報としての委員会であるので、常任委員会とは違うという意味から「会議体」とし、通称「委員会」としてできているので、広聴広報委員会として明記しなくてもよいのではないかという意見であった。第25条については、政治倫理条例第5条にはっきり示しているもので、現行のままでよいという意見であった。新規規定については、モニター制度については研究してみたいという気持ちがある。情報通信技術の活用については、議会BCPの7の4のところでオンラインの情報通信技術を図るべきと記述しているので、それを生かせばよいと考える。

荻野委員

松本委員にお聞きする。第22条の関係で広聴広報委員会にしなくてもよいというご発言があったが、前回、私から申し上げた、以前、廣瀬先生が作成された調査報告書の中でも、広聴広報委員会の位置づけについて

は、明確にすべきというような趣旨の文言があったが、その辺の調査報告書については、前回の委員会の後にお読みいただけたか。

松本委員

読んでいない。

矢作委員

第9条第2号について、反問権のあり方ということで、わが会派は現行どおりでよいという意見があった。

石原委員

第3条第4号「市民の多様性」は表現として、現行よりもいろんな方を包含するような表現なので、よいという意見があった。第9条の一般質問だが、99%くらいの方が一問一答で行っていて、選択権の問題で、別にそれ以外の方法を制限する意図はないと思うが、一問一答を原則とするという方がわかりやすく、現状にあっていると思うし、初回一括の人に配慮して、現行のままでという意見も聞かれたが、わが会派は「一問一答を原則とし、初回一括方式でも行うことができる。」とする方法もあるのではないかとの意見があった。第22条の広聴広報委員会は、委員長報告もしており、市民にも会議体というよりは委員会という書き方にした方がよいだろうとの意見であった。新規規定については、議会モニター制度はわが会派も興味があり、何度か会派でインターンシップの受け入れたと思うが、若い方も参加できる制度にしていきたいという意見があった。

第4条の現行、「努めること。」でよいということであれば、それでよいが、現実、危うい状況の人が見受けられるということの問題提起したかったということである。第9条のところ、松本委員が言っていることもわかるが、「原則」という言葉を使えば、その裏側には「例外」という言葉がある。元々一問一答方式を導入する時の議会基本条例制定の一番の眼目は、市民が聞いていてわかりやすいというのが、導入時の大義名分である。導入当初は、いきなり一問一答ではできない人もいるということで「できる」規定にした。現在はほとんどの人が一問一答方式を採用しているので、「一問一答方式を原則とする。」のほうがよいと思う。新規規定の議長及び副議長志願者は、「立候補者」の方がよい。議会モニターについては、現実、インターンシップを受け入れているので、すでにやっていることになる。この間の会議でも書式を統一した方が受け入れる会派によって学生が体験できることに差が出るのはよくないという議論があった。インターンシップの学生を伴って行う視察において、執行部が行う説明は議員への説明を名目に、学生に説明してくれているが、この実施のためにも根拠規定を設けておくことで、執行部に条例に基づいていることを説明できることになることから、文面はどうか別にして、条文は作っておいた方がよい。情報通信技術の活用は、オンライン視察のことばかり言っているけれど、一番大事なのは、情報通信機器を使って「議会活動の継続を図るものとする。」というところだ。現在、本会議も間引いて、会派控室に戻ってネット中継を見ている。出退表示にランプが付いているのに議場にいな

い状態になっている。その根拠としてもこの条文を設けておかないと、議員がさぼっていると言われてしまうので、入れておくべきである。

荻野委員

取手市議会もコロナになって、オンラインで委員会が実態として始まったのに合わせて改正しているので、そういった意味でも基本条例に位置付ける意味がある。

石本委員

基本条例は憲法みたいなもので、細かいルール決めはICT作業部会だけれども、根拠になる部分であるからやっていることが正当となる。

荻野委員

基本条例にあった方が、例えば予算取りの根拠にもなる。ただ議会BCPにあればよいというものではない。

石本委員

予算要求するときも何の条例に基づいて予算要求しているのかという根拠が必要である。そういう面で、新規規程の議会モニター制度や情報通信技術の活用の項目は必要である。

川辺委員

議会モニター制度について、私も調べて広い意味があると思った。例えば、議会報告会の第2部では班に分かれて意見を聴取するのもモニターの部類に入るのか。

石本委員 私の知っている限りでは、自主的に参加してくださっている市民で、例えば、私が議会運営委員会の委員長をやっていた時に視察した、愛知県岩倉市議会では、我々の視察をチェックするモニターがいた。それには日当が出ていた。日当を出す予算根拠として条文が必要になる。

荻野委員 石本委員に確認するが、前回、第3条の関係で「多様性」を使った事例があるか確認したが、何かわかったか。

石本委員 調べてみたが、見つからなかった。もし、多様性を入れたら全国初の事例になるのではないか。ちなみにユニバーサルデザインを入れたことについて、視察が来たことがある。現議長はこのようにことに力点を置いている。多様性というのは、今後、もしLGBTの方が議員になられた場合はお手洗いをどうするかなど、そういう時代に突入している。

荻野委員 石本委員の言いたいことはわかるが、現行の「ユニバーサルデザインの理念」というのは、「市民の多様性」に包含されているという理解でよいか。

石本委員 そういうことである。

荻野委員 どういう条文が適切かわからないが、趣旨及び解釈で説明は付けた方が

よい。

石原委員

第25条について、政治倫理条例の改正をする必要性があつて、議論してきたので、ここは基本条例の方でも市民に襟を正すという意味でこのよ
うな書きぶりにした方がよいと思っている。

荻野委員

第9条の一問一答の関係で、現行の会議規則の第55条「質疑の回数」
という条文があつて、「質疑は、同一議員につき、同一議題について3回
をこえることができない。」と残っている。「ただし、特に議長の許可を
得たときは、この限りでない。」とあり、おそらくこの「ただし」とい
うところが実際の運用になっている。そうするとここで会議規則のことまで
議論できないけれど、ある程度基本条例が固まった後で議長なりにこの部
分の見直しを検討してもらいたいというものをまとめてもよい。

この条文については、現行の「一問一答方式で行うことができる。」と
いう文言だと実態とは大分乖離してきているので、このままでよいとい
う意見があるが、もう少し検討していただきたい。

議長及び副議長志願者の所信表明というところで、志願者という言葉が
よいかわからないが、立候補者となるとこの間も言ったように公職選挙法
とのからみも出てきてしまう。ほかに適切な言葉があればよい。実態とし
て休憩中ではあるが、所信表明をやっているわけだから、何らかの形で基
本条例には位置付けるべきと思う。

議会モニターは、いろいろな形があると思うが、松本委員は読んでくれなかったようだが、廣瀬先生の報告書にも市民参加のツールとして大事であることが書かれているので、そういった趣旨を盛り込み、コロナ禍でなかなか市民の意見を聴取する機能が弱くなっているのでは、考えた方がよい。

新たな提案ですが、今の基本条例には会議録に関する条文がない。調べてみたらさいたま市議会の基本条例で会議録の条文があって、本会議の会議録は地方自治法に基づくものなので、議長が作成し保管するという規定がある。委員会の方はあくまでも委員会条例に基づき、会議録ではなく記録となる。委員長が事務局に作らせて議長が保管することになっているけれど、委員会の議事録もほぼホームページで公開されている実態があるので、その辺を基本条例に明確に入れた方がよいと思う。さいたま市議会の条文では、会議録の記録は、写しの閲覧、インターネットの利用その他の方法により公開しなければならないと書かれているので、この辺をこの機会に議論した方がよいと思っている。理由はよくわからないが、委員会の中だけでも議会運営委員会と広聴広報委員会の記録は、作成はされているが、ホームページには公開されていない。閲覧申請があれば閲覧可能であり、ここでは決められない話であるが、あくまで原則は公開ということの基本条例に位置付けるべきだと思うので、その点についても議論したい。

石本委員

いずれにしても、議会運営委員会の委員長をやった時に聞いたことがあ

るが、当時の事務局もよく分からないと言っていた。かなり昔に決まったのではないか。わかれば調べてもらいたい。議会運営委員会の議事録は大事で、前例主義でやるわけである。ところが事務局の職員だけその記録を握っている。議会運営委員会の議事録は公開するべきである。

島田委員長

事務局はもしわかれば経緯を調べてみてください。

荻野委員

補足で、最近の議会運営の中で大分、委員長報告を簡素化する流れができたので、委員会の記録をしっかりと公開しないとまずいと思う。公文書の問題もあったので、そういった意味で議会では記録が肝なので、基本条例に位置付けることが大事である。

島田委員長

各会派からご意見が出ました。私も聞いて思った部分としては、特に通信技術の活用のところは、共産党さんは議会運営委員会の様子を見てと、自民党さんは議会BCPにあるからいいのではないかというお話なんですけど、今、議論が合ったとおり、そもそも根拠となるものがないので、議会運営委員会で議論するという事よりも、根拠条例として位置付けられているから議論するという話になってくるはずなので、もう一度、その辺を踏まえて議論してきていただきたいと思います。

広聴広報のところも荻野委員のほうで、廣瀬先生からご提言があったところを私も荻野委員から資料をもらって手元にあるけれど、読み上

げると、「運用実態としては、現在の所沢市議会が市民との関係を展開して行く上で広聴広報委員会は極めて重要な役割を担っている。法定された組織ではないため、議会に不可欠の機能を担う重要な機関として位置付けるのであれば、議会基本条例にその根拠規程を設けることが相当である。」ということが書かれているので、この辺を踏まえてご議論してきていただきたいと思います。また、会議録の新しいご提案もありましたので、そうした点も含めてもう一度各会派ご議論してきていただきたいと思います。

今日出た論点などを含めて更新したものを会派で参考となるものを時間をいただいて配信します。

矢作委員

政治倫理審査会の要綱について、もう一度それぞれ、意見を聞いてきてくださいということだが、公表の仕方の部分や誰が判断するのかなどの部分だったか、そこを確認したい。

島田委員長

2つあります。1つは、政治倫理審査会を開く上での施行規程について、もう一度、各会派で整理をしてきていただきたい。その中で公表の在り方の話が出ましたが、現状、所沢の条例には公表の仕方がありませんので、そこは今の段階では政治倫理審査会が設置された場合には、そちらでの判断になるのではないかというところです。所沢の施行規程には、大津のような公開する書式は設けないということです。その扱いを含む施行規程全体について会派で整理してご議論ください。政治倫理審査会を開く前のハ

ラスメントの救済措置についても議論していただきたい。政治倫理審査会
は大きな案件であるので、そこまでではないけれどもハラスメントを受け
ましたという時の相談窓口が必要なのではないのでしょうか。それがひとつ
の例としては、正副議長プラスどなたが相談者であるとか、相談を受けた
場合には代表者会議を開くとか、そのような可能性がありますので、その
辺を整理して議論して、持ち帰ってきていただきたいということです。

荻野委員

場合によっては、先送りでもよいのではという意見もあってよいか。

島田委員長

それも含めてということになります。

○その他

荻野委員

前回、矢作委員から今後のスケジュールについて、どうなっているのか
といったご発言があった。目途についての委員長案があれば確認したい。

島田委員長

簡単な工程表を目途として作成したので、お配りします。

この工程の議会基本条例の改正については、これから議論を重ねていき
まして、11月の政策研究審議会へ諮問します。そうすると通常、翌年の
1月下旬に政策研究審議会から答申をいただきますので、それを持って委
員会で議論をし、パブコメを実施して条例改正という形になりますので、
3月定例会に委員会提出議案ができればと考えております。政治倫理審査

会に関するところでは、先ほどの相談窓口を含めてですけれども、年内を予定しているというところでは、どこかのタイミングで全協を開催して議会基本条例の話の前回の議会BCPをほかの議員に説明したように、そういう場を設けたいと考えています。

石本委員

全協は来年の1月頃開催のイメージか。議会基本条例制定時は全協を2回開催した。パブコメを行う前に全協を開催しても1回で済まない可能性もある。

島田委員長

政策研究審議会に諮問する前に一度、行って、パブリックコメント実施前に再度、行うなど丁寧にやってもよいかもしれないです。

石本委員

昨日の議会運営委員会でも特別委員会の議論がきちんと認識が共有されていなかったという発言があり、議会運営委員会に特別委員会委員長が説明に来るべきだといった話もあったので、議会基本条例のことなので丁寧にやった方がよいと思う。

荻野委員

予定では11月に政策研究審議会に諮問するので、その時点で素案の形になっていないといけないし、答申を受けてパブコメ募集の案を固めるので、1回または丁寧にやるなら2回でもよい。

石本委員

議会運営委員会の通年会期制に関するスケジュールにも影響がある。

島田委員長

いつまでこの委員会が存続するのかという意見もありますが、もし、市民説明会も実施するとなるとずれ込みますが、やらなければ3月定例会終了後の然るべき時ということになると思われませんが、特別委員会の存続についても議論していくことになると思います。

矢作委員

昨日の議会運営委員会で議会BCPへの理解の温度差があり、議会BCPの共通理解を図る機会があってもよいと思う。

島田委員長

昨年の議員研修会で廣瀬先生の講演と共に議会BCPについて説明し、政策研究審議会の諮問、答申時にも質疑のやりとりを傍聴していただけたら、ご理解いただけたのではないかと思います。ご意見として承ります。また、議会BCPについては、決裁され策定が完了したので、記者クラブに、議会BCP策定済の議会が少数なので、情報提供したいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員了承)

散 会 (午後3時2分)